

(別添 4)

内部監査の実施状況について
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

岡山労働局

監査対象 官 署 名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
岡山労働基準監 督署 他 5 署	令和 6 年 10 月 3 日 から 11 月 6 日にか けて実施	・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他	・ 郵便切手等使用請求に対する受 払簿の一部に記載漏れが認めら れた。	・ 事務処理誤りのないよう決裁 時の確認の徹底を図ることと した。
岡山公共職業安 定所 他 12 所	令和 6 年 10 月 7 日 から 11 月 6 日にか けて実施	・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他	・ 総務課職員を監査員として実施 した結果、特段の指摘事項等は なかった。	・ 引き続き庶務・会計業務の適 正な執行に努める。
総務課以外の局 内各課室	令和 6 年 10 月 31 日 から 11 月 14 日にか けて実施	・ 会計経理事務に関する事項 ・ 管理事務に関する事項 ・ その他	・ 主任収入官吏の現金出納簿にお いて、現金領収証書の払出数と 摘要欄の件数の一部に不一致が 認められた。また、現金領収証書 の使用番号の一部を記載誤りし ている事例が認められた。 ・ 架電により 1 日休暇取得した日 と同日に事後請求が行われている 事例が認められた。	・ 事務処理誤りのないよう決裁 時の確認の徹底を図ることと した。 ・ 事務処理誤りのないよう決裁 時の確認の徹底を図ることと した。
総務課	令和 6 年 12 月 11 日 実施	・ 会計組織及び機構に関する事項 ・ 支出負担行為及び支出に関する事 項 ・ 現金出納に関する事項 ・ 契約に関する事項 ・ 物品管理に関する事項 ・ その他	・ 山口労働局総務課職員を監査員 として実施した結果、特段の指 摘事項等はなかった。	・ 引き続き庶務・会計業務の適 正な執行に努める。